

## 誓 約 書

- (1) 使用責任者（管理団体の代表者）は、監視カメラ等を、破損等に注意し、丁寧に取り扱います。
- (2) 監視カメラ等は、その目的以外には使用しません。
- (3) 監視ダミーカメラ及びセンサーライトは歩行者及び車両等の通行に支障とならないよう設置します。
- (4) 監視カメラ等が不要となったときは、環境事業所へ速やかに返却します。
- (5) 監視カメラの設置及び撤去費用以外に生じた費用は使用責任者が負担します。
- (6) 監視ダミーカメラ及びセンサーライトの設置並びに維持管理に係る費用は使用責任者が負担します。
- (7) 監視カメラ等の使用に伴う第三者との紛争は、使用責任者において解決します。
- (8) 千葉市から設置状況や効果等について報告を求められた場合は速やかに応じます。
- (9) 貸与を受けた監視カメラ等の設置・管理・撤去等により死亡や身体的負傷、財産上の損害等が生じた場合、使用責任者が全責任を負い、千葉市に対して賠償等を請求しません。

監視カメラ等の貸与申請に当たり、上記の内容について厳守することを誓約します。

(あて先) 千葉市長

年 月 日

団体名

(署名) 代表者氏名

(担当者 )

連絡先電話番号

連絡先 E-mail アドレス

@